

## 介護給付費過誤申立書

摂津市高齢介護課 宛

※どちらか一方に○をつけて下さい。

○	同月過誤	提出締切日:毎月25日必着(土日祝の場合は直前の開庁日)
○	通常過誤	提出締切日:毎月10日必着(土日祝の場合は直前の開庁日)

下記の介護給付費について、過誤を申し立てます。

年 月 日

事業所番号									
事業所名									
所在地	〒								
電話番号	(       )       -								
担当者氏名									

被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供年月	申立コード		申立事由
			様式番号	申立理由番号	
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			

様式番号				申立理由番号			
10	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護	21	短期入所生活介護	31	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	41	介護予防支援
		22	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	32	特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	50	介護老人福祉施設
		23	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)		地域密着型特定施設入居者介護(短期利用以外)		地域密着型介護老人福祉施設
		24	介護予防短期入所生活介護	33	介護予防特定施設入居者生活介護	60	介護老人保健施設
		25	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	34	認知症対応型共同共同生活介護(短期利用型)	61	介護医療院
11	介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ、介護予防通所リハ、介護予防福祉用具貸与、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護	2A	短期入所療養介護(介護医療院)	35	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	70	介護療養型医療施設
		2B	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	36	特定施設入居者生活介護(短期利用型)		
		26	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)		地域密着型特定施設入居者介護(短期利用型)		
		30	認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	40	居宅介護支援		

その他の申立理由番号については、大阪府国民健康保険団体連合会のホームページに掲載されていますので、必ずご確認ください。

# 記入例

## 介護給付費過誤申立書

※どちらか一方に○をつけて下さい。

<input type="checkbox"/>	同月過誤	提出締切日:毎月25日必着(土日祝の場合は直前の開庁日)
<input type="checkbox"/>	通常過誤	提出締切日:毎月10日必着(土日祝の場合は直前の開庁日)

事業所番号	
事業所名	
所在地	〒
電話番号	( ) -
担当者氏名	

下記の介護給付費について、過誤を申し立てます。

年 月 日

被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供年月	申立コード		申立事由
			様式番号	申立理由番号	
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月 日			
0 0 0 0					
0 0 0 0					
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			
0 0 0 0		年 月			

申立事由コード及び申立事由は大阪府国民健康保険団体連合会のホームページに掲載されていますので、必ずご確認の上ご記入ください。

被保険者番号をご記入ください。みなし2号(Hから始まる被保険者番号)については様式が異なります。詳しくは生活支援課までお問い合わせください。

様式番号				申立理由番号			
10	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護	21 短期入所生活介護	31 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	41 介護予防支援	01 台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整		
		22 短期入所療養介護(介護老人保健施設)	32 特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	50 介護老人福祉施設	02 請求誤りによる実績取下げ		
		23 短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	33 地域密着型特定施設入居者介護(短期利用以外)	60 介護老人保健施設	12 請求誤りによる実績取下げ(同月)		
		24 介護予防短期入所生活介護	34 介護予防特定施設入居者生活介護	61 介護医療院	42 適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ		
		25 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	35 認知症対応型共同共同生活介護(短期利用型)	70 介護療養型医療施設	49 適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ(同月)		
11	介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ、介護予防通所リハ、介護予防福祉用具貸与、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護	2A 短期入所療養介護(介護医療院)	35 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		その他の申立理由番号については、大阪府国民健康保険団体連合会のホームページに掲載されていますので、必ずご確認ください。		
		2B 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	36 特定施設入居者生活介護(短期利用型)				
		26 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	40 地域密着型特定施設入居者介護(短期利用型)				
		30 認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	40 居宅介護支援				